

通所型サービスにおける サービス内容変更に伴う説明会

紀北広域連合 介護保険課認定・監査係

通常型サービス活動 A (A 7) サービスコードについて

- ▶ 基本単位数
- ▶ 各種加算
- ▶ 独自加算

通常型サービス活動A（A7） サービスコードについて

- ▶ 基本単位数
- ▶ 各種加算
- ▶ 独自加算

基本単位数（月額報酬）

これまでサービス活動 A（A7）は1回報酬のみでしたが、新たに月額報酬を新設しました。

- ・ 通所型通所サービス費 I ① 事業対象者、要支援1、要支援2
月4回以上（週1回利用） 1,330単位
- ・ 通所型通所サービス費 I ② 事業対象者、要支援2
月8回以上（週2回利用） 2,660単位

基本単位数 (1回報酬)

A7	1001	通常型通所サービス費Ⅰ①	90%	事業対象者・要支援1・ 要支援2 月3回まで(週1回)	333単位	減算の場合	事業所と同一建物に居住又は同一建物から通う利用者にサービスを行う場合	94単位減算	333単位	333	1回につき							
A7	1002		80%						239単位	239								
A7	1003		70%						事業所と同一建物に居住又は同一建物から通う利用者にサービスを行う場合	94単位減算		330単位	330					
A7	1011		90%															
A7	1012		80%						事業所と同一建物に居住又は同一建物から通う利用者にサービスを行う場合	94単位減算		236単位	236					
A7	1013		70%															
A7			90%						高齢者虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算	3単位減算		326単位	326					
A7			80%															
A7			70%						事業所と同一建物に居住又は同一建物から通う利用者にサービスを行う場合	94単位減算		232単位	232					
A7			90%															
A7			80%						高齢者虐待防止措置未実施減算かつ業務継続計画未策定減算	7単位減算		326単位	326					
A7			70%															
A7			90%						事業所と同一建物に居住又は同一建物から通う利用者にサービスを行う場合	94単位減算		232単位	232					
A7			80%															
A7			70%															
A7	1101		通常型通所サービス費Ⅱ②						90%	事業対象者・要支援2 月7回まで(週2回)		333単位	減算の場合	事業所と同一建物に居住又は同一建物から通う利用者にサービスを行う場合	94単位減算	333単位	333	1回につき
A7	1102								80%							239単位	239	
A7	1103								70%							事業所と同一建物に居住又は同一建物から通う利用者にサービスを行う場合	94単位減算	
A7	1111	90%																
A7	1112	80%		事業所と同一建物に居住又は同一建物から通う利用者にサービスを行う場合	94単位減算	236単位	236											
A7	1113	70%																
A7		90%		高齢者虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算	3単位減算	326単位	326											
A7		80%																
A7		70%		事業所と同一建物に居住又は同一建物から通う利用者にサービスを行う場合	94単位減算	232単位	232											
A7		90%																
A7		80%		高齢者虐待防止措置未実施減算かつ業務継続計画未策定減算	7単位減算	326単位	326											
A7		70%																
A7		90%		事業所と同一建物に居住又は同一建物から通う利用者にサービスを行う場合	94単位減算	232単位	232											
A7		80%																
A7		70%																

基本単位数（1回報酬）

・通所型通所サービス費Ⅱ① 事業対象者、要支援1、要支援2
月3回まで（週1回利用） 333単位

・通所型通所サービスⅡ費② 事業対象者、要支援2
月7回まで（週2回利用） 333単位

⇒これまでサービス活動A（A7）で使用していた単位数と
変更ありません

基本単位数

●減算について

市町村が規定するA7（定率）A8（定額）については、率を規定するサービス（〇〇%表記のもの）や単位数がマイナスとなるサービスは設定できません。

そのため、「減算の場合」の枠を設けて、それぞれのパターンで算出した単位数を設定しています。

- ①同一建物減算のみ
- ②虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算
- ③虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算
かつ同一建物減算
- ④虐待防止措置未実施減算かつ業務継続計画未策定減算
- ⑤虐待防止措置未実施減算かつ業務継続計画未策定減算
かつ同一建物減算

基本単位数

○同一建物減算

月額報酬

週1回利用 376単位減算

週2回利用 752単位減算

1回報酬

週1回利用 94単位減算

週2回利用 94単位減算

⇒ いずれも従前相当サービス（A6）の単位数と同じ

基本単位数

○高齢者虐待防止措置未実施減算

基本単位数の1/100

月額報酬

$$\text{週1回利用} \quad 1,330 \times 1/100 = 13.3 \quad \Rightarrow \quad 13 \text{単位減算}$$

$$\text{週2回利用} \quad 2,660 \times 1/100 = 26.6 \quad \Rightarrow \quad 27 \text{単位減算}$$

1回報酬

$$333 \times 1/100 = 3.33 \quad \Rightarrow \quad 3 \text{単位減算}$$

○業務継続計画未策定減算

基本単位数の1/100

計算は上記と同じ

※単位数の端数処理については、四捨五入しています。

基本単位数

虐待防止、業務継続計画両方の減算が対象となる場合

月額報酬

$$\begin{aligned} \text{週1回利用} \quad (1,330 \times 1/100) \times 2 &= 13.3 \times 2 = 26.6 \\ &\cong 27 \text{単位減算} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{週2回利用} \quad (2,660 \times 1/100) \times 2 &= 26.6 \times 2 = 53.2 \\ &\cong 53 \text{単位減算} \end{aligned}$$

1回報酬

$$\begin{aligned} (333 \times 1/100) \times 2 &= 3.33 \times 2 = 6.66 \\ &\cong 7 \text{単位減算} \end{aligned}$$

基本単位数

それぞれのパターンで設定した単位数の算出方法です。

①同一建物減算のみ

月額報酬

週1回利用 $1,330 - 376 = 954$ 単位

週2回利用 $2,660 - 752 = 1,908$ 単位

1回報酬 $333 - 94 = 239$ 単位

基本単位数

②虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算

月額報酬

週1回利用 $1,330 - 13 = 1,317$ 単位

週2回利用 $2,660 - 27 = 2,633$ 単位

1回報酬 $333 - 3 = 330$ 単位

③虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算 かつ同一建物減算

月額報酬

週1回利用 $1,330 - 13 - 376 = 941$ 単位

週2回利用 $2,660 - 27 - 752 = 1,881$ 単位

1回報酬 $333 - 3 - 94 = 236$ 単位

基本単位数

④虐待防止措置未実施減算かつ業務継続計画未策定減算

月額報酬

週1回利用 $1,330 - 27 = 1,303$ 単位

週2回利用 $2,660 - 53 = 2,607$ 単位

1回報酬 $333 - 7 = 326$ 単位

⑤虐待防止措置未実施減算かつ業務継続計画未策定減算 かつ同一建物減算

月額報酬

週1回利用 $1,330 - 27 - 376 = 927$ 単位

週2回利用 $2,660 - 53 - 752 = 1,855$ 単位

1回報酬 $333 - 7 - 94 = 232$ 単位

基本単位数

※定員超過、人員欠如については、

これまでと変わらず、**基本単位数×70%**で設定しています。

通常型サービス活動A（A7） サービスコードについて

- ▶ 基本単位数
- ▶ 各種加算
- ▶ 独自加算

各種加算

A6（従前相当サービス）で算定可能なすべての加算を設定しました。単位数の変更もありません。

※送迎減算のみ削除

各種加算 (1/2)

A7	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	90%	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 I	事業対象者・要支援1・要支援2 月4回以上(週1回)	76単位加算	76	1月につき	
A7		80%						
A7		70%						
A7		90%						所定単位数の5%加算
A7		80%						
A7		70%						
A7		90%	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 II	事業対象者・要支援1・要支援2 月3回まで(週1回)	19単位加算	19		
A7		80%						
A7		70%						
A7		90%						所定単位数の5%加算
A7		80%						
A7		70%						
A7	生活機能向上グループ活動加算	90%			100単位加算	100		
A7		80%						
A7		70%						
A7	若年性認知症利用者受入加算	90%			240単位加算	240		
A7		80%						
A7		70%						
A7	栄養アセスメント加算	90%			50単位加算	50		
A7		80%						
A7		70%						
A7	栄養改善加算	90%			200単位加算	200		
A7		80%						
A7		70%						
A7	口腔機能向上加算	90%	口腔機能向上加算 I		150単位加算	150		
A7		80%						
A7		70%						
A7		90%	口腔機能向上加算 II		160単位加算	160		
A7		80%						
A7		70%						
A7	一体的サービス提供加算	90%			480単位加算	480		
A7		80%						
A7		70%						

各種加算 (2/2)

A7		90%	サービス提供体制強化加算 I	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回)	88単位加算	88	1月につき
A7		80%					
A7		70%					
A7		90%					
A7		80%	サービス提供体制強化加算 II	事業対象者・要支援2(週2回)	176単位加算	176	
A7		70%					
A7	サービス提供体制強化加算	90%					
A7		80%					
A7		70%					
A7		90%					
A7		80%	サービス提供体制強化加算 III	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回)	72単位加算	72	
A7		70%					
A7		90%					
A7		80%					
A7		70%	サービス提供体制強化加算 III	事業対象者・要支援2(週2回)	144単位加算	144	
A7		90%					
A7		80%					
A7		70%					
A7		90%	サービス提供体制強化加算 III	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回)	24単位加算	24	
A7		80%					
A7		70%					
A7		90%					
A7		80%	サービス提供体制強化加算 III	事業対象者・要支援2(週2回)	48単位加算	48	
A7		90%					
A7		80%					
A7		70%					
A7	生活機能向上連携加算	90%	生活機能向上連携加算 I (3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A7		80%					
A7		70%					
A7		90%					
A7		80%	生活機能向上連携加算 II		200単位加算	200	
A7		70%					
A7		90%					
A7		80%					
A7	口腔・栄養スクリーニング加算	90%	口腔・栄養スクリーニング加算 I (6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき
A7		80%					
A7		70%					
A7		90%					
A7		80%	口腔・栄養スクリーニング加算 II (6月に1回を限度)		5単位加算	5	1回につき
A7		70%					
A7		90%					
A7		80%					
A7	科学的介護推進体制加算	90%			40単位加算	40	1月につき
A7		80%					
A7		70%					

各種加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

厚生労働大臣が定める地域（平21告83・二）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて、指定相当通所型サービスを行った場合に所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算する

$$\text{（基本単位数 + 入浴支援加算分）} \times 5\%$$

各種加算

入浴支援加算 40単位/回（新設）

月額報酬

⇒月4.5回分（週1回利用）と月9.0回分（週2回利用）と仮定して算出

週1回 $(1,330 + 40 \times 4.5) \times 5\% = 75.5 \quad \approx \quad 76$ 単位加算

週2回 $(2,660 + 40 \times 9.0) \times 5\% = 151$ 単位加算

1回報酬 $(333 + 40) \times 5\% = 18.65 \quad \approx \quad 19$ 単位加算

※単位数の端数処理については四捨五入しています。

各種加算

介護職員等処遇改善加算

A7			90%	介護職員等処遇改善加算 I	事業対象者・要支援1・要支援2 月4回以上(週1回)	122単位加算	122	1月につき
A7		80%						
A7		70%						
A7		90%	介護職員等処遇改善加算 II	事業対象者・要支援1・要支援2 月3回まで(週1回)	31単位加算	31		
A7		80%						
A7		70%						
A7		90%	介護職員等処遇改善加算	事業対象者・要支援2 月8回以上(週2回)	245単位加算	245		
A7		80%						
A7		70%						
A7		90%	介護職員等処遇改善加算	事業対象者・要支援2 月7回まで(週2回)	31単位加算	31	1回につき	
A7		80%						
A7		70%						
A7		90%	介護職員等処遇改善加算	事業対象者・要支援1・要支援2 月4回以上(週1回)	122単位加算	122		
A7		80%						
A7		70%						

通所介護で処遇改善加算（I～IV）を算定している事業所は、最上位の処遇改善加算（92/1000）を算定できるものとします。

月額報酬

週1回 $1,330 \times 92 / 1000 = 122.36 \quad \cong \quad 122$ 単位加算

週2回 $2,660 \times 92 / 1000 = 244.72 \quad \cong \quad 245$ 単位加算

1回報酬 $333 \times 92 / 1000 = 30.636 \quad \cong \quad 31$ 単位加算

通常型サービス活動 A (A 7) サービスコードについて

- ▶ 基本単位数
- ▶ 各種加算
- ▶ 独自加算

独自加算

A7			90%	下記①または②に該当する場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回)	100単位加算	100	1月につき
A7	事業所評価加算 I		80%					
A7			70%					
A7			90%	①要支援認定者から事業対象者となった人数が1人以上 ②更新・区分変更申請を行った利用者について ・3人以上の場合・・・介護度が維持、改善された人数の割合が60%以上 ・2人以下の場合・・・介護度が維持、改善された人数が1人以上	事業対象者・要支援2(週2回)	200単位加算	200	
A7	事業所評価加算 II		80%					
A7			70%					
A7			90%	地域密着型通所介護における認知症加算の算定要件に必要な専門的な研修修了者を1以上配置	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回)	40単位加算	40	
A7	認知症介護体制加算 I		80%					
A7			70%					
A7			90%		事業対象者・要支援2(週2回)	80単位加算	80	
A7	認知症介護体制加算 II		80%					
A7			70%					
A7			90%		事業対象者・要支援1・2	40単位加算	40	1回につき
A7	入浴支援加算		80%					
A7			70%					

独自加算

事業所評価加算 100/200単位/月

評価期間4月～2月

下記いずれかの要件を満たした事業所を、自立支援・重度化防止の観点から評価します。

- ①要支援認定者から事業対象者となった人数が1人以上
- ②更新、区分変更申請を行った利用者について
 - ・3人以上の場合
 - ⇒介護度が維持・改善された人数の割合が60%以上
 - ・2人以下の場合
 - ⇒介護度が維持・改善された人数が1人以上

独自加算

認知症介護体制加算 40/80単位/月

認知症ケアに関して質の高いサービスを提供している事業所を評価します。

地域密着型通所介護における認知症加算の算定要件に必要な専門的な研修
修了者を1以上配置

入浴支援加算 40単位/回

利用者の自立支援や日常生活動作の力などの向上のために、施設での入浴
を支援することについて評価します。

ご清聴ありがとうございました